

本庁の事務分掌一覧(R3.4.1現在)

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|-----|------------|----------|--|---|
| 政策部 | 政策企画課 | 政策係 | (1) 重要施策の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 主要施策の推進に伴う各部等(各部、課、室及び係をいう。以下同じ。)間の連絡調整に関すること。 (3) 総合計画に関すること。 (4) まち・ひと・しごと創生に関すること。 (5) 島根原子力発電所立地に伴う地域振興に関すること。 (6) 高等教育機関の誘致及び拡充に関すること。 (7) 島根県市町村総合事務組合その他の一部事務組合との総合調整に関すること。 (8) 公営企業との総合調整に関すること。 (9) 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団の業務運営(他の所管に属するものを除く。)の指導に関すること。 (10) 部内の連絡調整に関すること。 (11) 庁議に関すること。 | |
| | (情報政策推進室) | 情報政策係 | (1) 情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 情報セキュリティの取扱いに関すること。 (3) 政策立案に関連した統計数値の収集、分析及び活用に関すること。 (4) 松江市統計書の編集発行に関すること。 | |
| | 地域振興課 | 地域振興係 | (1) 地域振興に関すること。 (2) 中海周辺地域振興計画等(他の所管に属するものを除く。)の推進に関すること。 (3) 辺地計画に関すること。 (4) 過疎計画に関すること。 (5) 各支所との連絡調整に関すること。 (6) 市町村合併後の事務事業の各部等間の連絡調整に関すること。 (7) ふるさと納税に関すること。 (8) 広域地域間交流に関すること。 (9) 伝統文化芸術振興に係る計画の総合調整に関すること。 (10) 松江市伝統文化芸術振興審議会に関すること。 | |
| | (ジオパーク推進室) | ジオパーク推進係 | (1) 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進に関すること。 (2) 半島振興(国立公園満喫プロジェクトとの連携を含む。)に関すること。 | |
| | 秘書広報課 | 秘書係 | (1) 秘書に関すること。 (2) 儀礼及び渉外に関すること。 (3) 市長等の事務の引継ぎに関すること。 | |
| | (広報室) | 広報係 | (1) 市政一般の広報に関すること。 (2) 広報刊行物の編集発行に関すること。 (3) 市政記者室に関すること。 | |
| | 情報統計課 | | 情報システム係 | (1) 情報処理業務の運用管理に関すること。 (2) 情報セキュリティの対策に関すること。 (3) 課の庶務(予算及び決算を含む。市民税課、固定資産税課、道路課、土地対策課及び河川課の部を除き、以下同じ。)に関すること。 |
| | | | 統計係 | (1) 統計調査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (2) 統計調査員に関すること。 |
| | スポーツ課 | | 振興係 | (1) 社会体育団体の育成指導に関すること。 (2) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。 (3) 選手及び指導者の育成強化に関すること。 (4) スポーツ・レクリエーションの奨励及び実施に関すること。 (5) 地域の体力づくり運動の奨励及び実施に関すること。 (6) スポーツ推進審議会に関すること。 (7) スポーツ推進委員に関すること。 (8) 公益財団法人松江体育協会の業務運営の指導に関すること。 (9) 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団の社会体育業務運営の指導に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。 |
| | | | 施設管理係 | (1) 社会体育施設(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 |
| | 松江市総合体育館 | 管理係 | (1) 松江市総合体育館の管理に関すること。 (2) 楽山庭球場、楽山野球場、松江市北庭球場及び松江市北公園多目的広場に関すること。 | |
| 総務部 | 総務課 | 総務係 | (1) 褒賞及び表彰に関すること。 (2) 文書の收受発送、保存廃棄その他の文書管理に関すること。 (3) 市民憲章の推進に関すること。 (4) 浄書及び印刷業務に関すること。 (5) 自衛官の募集に関すること。 (6) 交通安全対策に関すること。 (7) 交通安全指導の実施に関すること。 (8) 防犯(防犯灯に関することを除く。)に関すること。 (9) 部内の連絡調整に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。 | |
| | | 法制・情報公関係 | (1) 条例、規則その他法令に関すること。 (2) 公告式に関すること。 (3) 市議会に関すること。 (4) 例規集の編さん管理その他図書刊行物の管理に関すること。 (5) 公印に関すること。 (6) 町及び字(住居表示の実施に関連するものは除く。)に関すること。 (7) 地縁による団体の認可及び印鑑登録に関すること。 (8) 地方公共団体組織認証基盤における登録分局に関すること。 (9) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求に関すること。 (10) 行政不服審査会の事務局に関すること。 (11) 情報公開に関すること。 (12) 情報公開請求の総合窓口に関すること。 (13) 情報公開審査会の事務局に関すること。 (14) 個人情報保護に関すること。 (15) 個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会の事務局に関すること。 | |
| | 人事課 | 人事係 | (1) 職員の任免に関すること。 (2) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。 (3) 職員の分限及び懲戒に関すること。 (4) 職員の服務に関すること。 (5) 職員の勤務成績の評定に関すること。 | |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|-----|---------|----------|--|--|
| | | | (6) 職員団体に関すること。 (7) 職員の定数に関すること。 (8) 職員の配置に関すること。 (9) 他の執行機関の事務局等の定数及び身分取扱いに関する総合調整に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。 | |
| | | 人財開発係 | (1) 職員研修の企画及び実施に関すること。 (2) 職場研修及び自主研修に係る指導、助言及び援助に関すること。 | |
| | 職員厚生課 | 給与係 | (1) 職員の給与に関すること。 (2) 職員の退職手当に関すること。 | |
| | | 福利厚生係 | (1) 職員の福利厚生に関すること。 (2) 職員の健康管理に関すること。 (3) 職員の公務災害補償に関すること。 (4) 島根県市町村職員共済組合に関すること。 (5) 市職員共済会及び市職員互助会に関すること。 (6) 職員の健康保険、厚生年金及び労働保険に関すること。 (7) 税金の源泉徴収及び特別徴収に関すること。 (8) 職員の児童手当及び特別給付に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。 | |
| | 行政改革推進課 | 管理係 | (1) 行政改革の推進に関する総合調整に関すること。 (2) 行政組織に関すること。 (3) 事務管理に関すること。 (4) 指定管理者制度の総合調整に関すること。 (5) 行政経営に関すること。 (6) 地方分権の推進に伴う連絡調整に関すること。 (7) 外部監査に関すること。 | |
| | 人権施策推進課 | 啓発推進係 | (1) 人権施策の推進及び調整に関すること。 (2) 人権啓発に関すること。 (3) 社会人権教育の推進に関すること。 (4) 社会人権教育の指導者の育成に関すること。 (5) 人権教育推進協議会の育成に関すること。 (6) 人権関係団体の活動支援に関すること。 (7) 隣保館に関すること。 (8) 納骨堂に関すること。 (9) 西菅田集会所に関すること。 (10) 住宅新築資金等の貸付事業に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。 | |
| | | 学校人権教育係 | (1) 学校人権教育の推進に関すること。 (2) 学校人権教育の学習指導に関すること。 (3) 教職員等の人権教育の研修及び研究に関すること。 (4) 松江市人権教育研究会等の育成に関すること。 (5) 幼児児童生徒の進路保障に関すること。 | |
| | 防災安全部 | 防災安全課 | 防災安全係 | (1) 危機管理に係る総合調整に関すること。 (2) 危機管理に係る調査研究及び体制の整備に関すること。 (3) 防災計画及び防災会議に関すること。 (4) 災害対策に関すること。 (5) 水防計画に関すること。 (6) 国民保護に関すること。 (7) 部内の連絡調整に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。 |
| | | | 防災情報係 | (1) 防災情報通信に関すること。 (2) 防災情報の広報に関すること。 (3) 防災施設及び機器の整備及び管理に関すること。 (4) 災害情報統計に関すること。 (5) 自衛隊及び防衛施設に係る連絡調整(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 |
| | | 原子力安全対策課 | 安全対策係 | (1) 島根原子力発電所の運転等に係る関係機関との情報連絡に関すること。 (2) 島根原子力発電所の安全協定の運用及び安全対策に関すること。 (3) 原子力防災対策に関すること。 |
| 財政部 | 財政課 | 財政係 | (1) 財政運営に関すること。 (2) 予算の編成及び執行管理に関すること。 (3) 地方交付税に関すること。 (4) 市債及び一時借入金に関すること。 (5) 予算の配当及び資金管理に関すること。 (6) 基金の総括に関すること。 (7) 財政状況の公表に関すること。 (8) 財政に関する資料の調査に関すること。 (9) 松江市土地開発公社の業務運営の指導に関すること。 (10) 公営企業、一部事務組合、広域連合及び外郭団体の財政運営の調整に関すること。 (11) 部内の連絡調整に関すること。 | |
| | | 資産経営課 | 財産管理係 | (1) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。 (2) 市有財産に関する登記又は登録に関すること。 (3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に関する事務に関すること。 (4) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)等に係る土地取引に関すること。 (5) 物品に関すること。 (6) 共用事務機等の管理運用に関すること。 (7) 財産区に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。 |
| | | 資産経営係 | (1) 市有財産の総括管理に関すること。 (2) 公共施設等に関する調査及び分析に関すること。 (3) 公共施設等の利活用の適正化に関すること。 (4) 公共施設等の見直し計画の策定及び実施に関すること。 | |
| | | 庁舎管理係 | (1) 本庁舎及びその敷地の管理及び秩序に関すること。 (2) 会議室及び集会室の使用許可に関すること。 | |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 |
|---|-----------|----------------|---|
| | | | (3) 市有物件の建物損害保険(他の所管に属するものを除く。)及び市民総合賠償保険に関すること。 (4) 当直に関すること。 (5) 占有動産の管理に関すること。 (6) 庁用車(他の所管に属するものを除く。)の管理に関すること。 (7) 安全運転管理者及び整備管理者に関すること。 (8) 自動車の取得及び登録並びに処分に関すること。 (9) 市有物件の自動車損害保険(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 |
| | 新庁舎整備課 | 整備係 推進係 | (1) 本庁舎の建設及び整備に関すること。 (2) 課の庶務に関すること。 |
| | 営繕課 | 営繕係 | (1) 市有建物及びその附属施設(他の所管に属するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の調査及び維持保全計画に関すること。 (2) 市有建物及びその附属施設の営繕に係る設計及び施工に関すること。 (3) 文化財の保存整備(土木工事を除く。)に係る設計及び施工に関すること。 (4) 公共事業に係る建物補償の調査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。 |
| | | 建築設備係 教育施設係 | (1) 市有建物及びその附属施設の電気設備及び機械設備に係る設計及び施工に関すること。 (1) 教育委員会及び市長所管の文教施設の営繕に係る設計及び施工に関すること。 (2) 教育委員会所管の公共工事に係る建物補償の調査に関すること。 |
| | 契約検査課 | 入札係 | (1) 入札及び見積合せに関すること。 (2) 競争入札参加資格審査に関すること。 (3) 随意契約に関すること。 |
| | (建設工事監理室) | | (1) 建設工事の監理(建設工事設計審査に関することを含む。)に関すること。 (2) 工事検査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (3) 工事検査基準の設定に関すること。 (4) 設計基準及び積算システムの管理運営に関すること。 (5) 技術革新等に対応するための調査研究に関すること。 (6) 入札(予備指名選定に関することに限る。)に関すること。 (7) 測量法(昭和24年法律第188号)に関すること。 |
| | 税務管理課 | 税制係 | (1) 市税及び個人の県民税(以下「市税等」という。)その他徴収金の総括調定に関すること。 (2) 市税等の犯則取締りに関すること。 (3) 市税等の訴訟に関すること。 (4) 市税等の過誤納金に係る還付又は充当に関すること。 (5) 市税等の賦課及び納税に係る証明に関すること。 (6) 手数料の収納に関すること。 (7) 市税等に係る書類の公示送達に関すること。 (8) 税務行政の企画、立案及び統計に関すること。 (9) 税務関係協議会に関すること。 (10) 税務各課の連絡調整に関すること。 (11) 市税等その他徴収金の収入整理に関すること。 (12) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (13) 課の庶務(市民税課及び固定資産税課の予算及び決算を含む。)に関すること。 |
| | | 収納第一係 | (1) 市税等その他徴収金に係る督促及び滞納金の徴収に関すること。 (2) 納税思想の普及高揚に関すること。 (3) 市税等その他徴収金の滞納処分に関すること。 (4) 市税等その他徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。 (5) 市税等の不納欠損処分及び滞納処分の執行停止に関すること。 (6) 市税等の督促手数料及び延滞金の減額又は免除に関すること。 (7) 市税等の徴収又は換価の猶予に関すること。 |
| | | 収納第二係 | (1) 市税等その他徴収金に係る督促及び滞納金の徴収に関すること。 (2) 納税思想の普及高揚に関すること。 (3) 市税等その他徴収金の滞納処分に関すること。 (4) 市税等その他徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。 (5) 市税等の不納欠損処分及び滞納処分の執行停止に関すること。 (6) 市税等の督促手数料及び延滞金の減額又は免除に関すること。 (7) 市税等の徴収又は換価の猶予に関すること。 |
| | 市民税課 | 市民税第一係 | (1) 個人の市民税及び県民税(以下「市民税等」という。)の賦課調定に関すること。 (2) 市民税等の賦課資料の収集、調査及び検査に関すること。 (3) 市民税等の納期限延長又は繰上げ及び減額又は免除に関すること。 (4) 市民税等の賦課に係る証明に関すること。 (5) 国民健康保険料の賦課に係る資料の収集に関すること。 |
| | | 市民税第二係 | (1) 市民税等の賦課調定に関すること。 (2) 市民税等の賦課資料の収集、調査及び検査に関すること。 (3) 市民税等の納期限延長又は繰上げ及び減額又は免除に関すること。 (4) 市民税等の賦課に係る証明に関すること。 (5) 国民健康保険料の賦課に係る資料の収集に関すること。 |
| | | 諸税係 | (1) 法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税(以下「諸税」という。)の賦課調定に関すること。 (2) 諸税の賦課資料の収集、調査及び検査に関すること。 (3) 諸税の更正決定、納期限の延長又は繰上げ及び減額若しくは免除に関すること。 (4) 諸税の賦課に係る証明に関すること。 (5) 課の庶務(予算及び決算を除く。)に関すること。 |
| | 固定資産税課 | 土地第一係 | (1) 土地に係る評価補助に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税(以下「土地に係る固定資産税等」という。)の賦課調定に関すること。 (3) 特別土地保有税に関すること。 (4) 土地に係る国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。 (5) 土地に係る固定資産税等の納期限の延長又は繰上げ及び減額若しくは免除に関すること。 (6) 土地に係る固定資産税課税台帳等の縦覧、証明及び閲覧に関すること。 (7) 手数料の収納に関すること。 (8) 課の庶務(予算及び決算を除く。)に関すること。 |
| | | 土地第二係 | (1) 固定資産税及び都市計画税の納税義務者(現所有者を含む。)に関すること。 (2) 登記済通知書に関すること。 |

本庁の事務分掌一覧(R3.4.1現在)

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|-------|-------------|---|--|--|
| | | 家屋償却資産係 | (1) 家屋及び償却資産に係る評価補助に関すること。 (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税(以下「家屋に係る固定資産税等」という。)並びに償却資産に係る固定資産税の賦課調定に関すること。 (3) 家屋及び償却資産に係る国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。 (4) 家屋に係る固定資産税等及び償却資産に係る固定資産税の納期限の延長又は繰上げ及び減額若しくは免除に関すること。 (5) 家屋及び償却資産に係る固定資産課税台帳等の縦覧、証明及び閲覧に関すること。 | |
| 産業経済部 | 商工企画課 | 企画振興係 | (1) 商業の振興に関すること。 (2) 中小企業制度融資に関すること。 (3) 商工会議所、商工会に関すること。 (4) 大規模小売店舗に関すること。 (5) 中心市街地活性化に関すること。 (6) 旧日銀松江匠工房及び京店広場に関すること。 (7) 計量法(平成4年法律第51号)に関すること。 (8) 一般財団法人島根県東部勤労者共済会に関すること。 (9) 部内の連絡調整に関すること。 | |
| | (特産振興室) | 特産振興係 | (1) 特産品の紹介、宣伝及び販路拡大に関すること。 (2) 農水商工連携事業の推進に関すること。 (3) 地域資源を活用した商品・サービスの開発に関すること。 | |
| | 定住企業立地推進課 | 企業立地係 | (1) 企業の立地に関すること。 | |
| | | 定住雇用推進係 | (1) 定住に係る相談及び情報発信に関すること。 (2) 就業支援に関すること。 (3) 松江勤労者総合福祉センターに関すること。 (4) 課の庶務に関すること。 | |
| | 農政課 | 農業振興係 | | (1) 中山間地域の直接支払制度に関すること。 (2) 多面的機能支払制度に関すること。 (3) 課所管施設に関すること。 (4) 農業関係団体に関すること。 (5) 農林業融資に関すること。 (6) 農業の担い手に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。 |
| | | | 農業企画係 | (1) 農業施策の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 農業振興地域整備計画の策定に関すること。 (3) 農業振興計画の策定推進に関すること。 (4) スマート農業に関すること。 (5) 農山漁村地域の活性化に関する施策推進に関すること。 (6) 人・農地プランに関すること。 |
| | | 農業経営支援係 | (1) 水田農業の推進に関すること。 (2) 米の生産調整に関すること。 (3) 特産品、園芸作物及び特用作物の振興に関すること。 (4) 畜産の振興に関すること。 (5) 生産者組織の支援に関すること。 (6) 地産地消の推進に関すること。 (7) 環境保全型農業に関すること。 (8) 農業災害に関すること。 (9) 農作物の病害虫防除に関すること。 (10) 市民農園に関すること。 (11) 花卉生産振興センターに関すること。 | |
| | | 農地係 | (1) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)に関すること。 (2) 農用地の流動化の促進に関すること。 | |
| | 農林基盤整備課 | 基盤整備係 | | (1) 土地改良事業の推進及び関係団体に関すること。 (2) 農業用施設の設計及び施工に関すること。 (3) 農地のほ場整備事業の設計及び施工に関すること。 (4) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。 (5) 農地地滑り対策事業に関すること。 (6) 農業用施設台帳に関すること。 (7) 市農道に関すること。 (8) 農山漁村公園(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 |
| | | | 林務係 | (1) 林業の振興及び関係団体に関すること。 (2) 森林の保全及び治山に関すること。 (3) 林業災害に関すること。 (4) 造林の推進及び管理に関すること。 (5) 森林法(昭和26年法律第249号)に関すること。 (6) 森林土木の調査、設計及び施工に関すること。 (7) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。 (8) 市林道に関すること。 (9) 森林公園に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。 |
| 水産振興課 | 水産係 | (1) 水産業の振興及び関係団体に関すること。 (2) 水産業施設に関すること。 (3) 漁業法(昭和24年法律第267号)及び漁船に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。 | | |
| | 漁港・港湾係 | (1) 漁港、漁場及び港湾に関すること。 (2) 水産土木の調査、設計及び施工に関すること。 (3) 漁港災害及び港湾災害に関すること。 (4) 農山漁村公園(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 | | |
| | まつえ産業支援センター | 産業支援係 | (1) 製造業の振興に関すること。 (2) ソフト系情報産業の振興に関すること。 (3) 起業及び創業に関すること。 (4) ものづくりの産官学連携に関すること。 (5) ものづくりの広域連携事業に関すること。 (6) 伝統産業の振興に関すること。 (7) 海外貿易に関すること。 | |
| 観光振興部 | 観光文化課 | 観光係 | (1) 観光振興に係る事業の実施に関すること。 | |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|------------------|-------------|------------|--|---|
| | | | (2) 観光情報の発信に関する事。 (3) 観光企画に関する事。 (4) 観光客の受入環境に関する事。 (5) 広域観光に関する事。 (6) 観光統計に関する事。 (7) コンベンションの振興に関する事。 (8) コンベンション関係団体の育成指導に関する事。 (9) 一般財団法人くまびきメッセに関する事。 (10) 一般社団法人松江観光協会に関する事。 (11) 前各号に掲げるもののほか、観光関係団体の指導に関する事。 (12) 部内の連絡調整に関する事。 (13) 課の庶務に関する事。 | |
| | | 文化係 | (1) 文化の振興(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (2) 文化団体の育成指導に関する事。 (3) 文化協会に関する事。 (4) 伝統芸能及び伝統行事の保護育成(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (5) 小泉八雲の顕彰、作品普及、調査研究及び情報発信(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (6) 文化施設の計画、立案に関する事。 (7) 文化施設の設置及び廃止に関する事。 (8) 八雲林間劇場に関する事。 (9) 八雲かやぶき交流館に関する事。 | |
| | (観光推進組織検査室) | | (1) 観光推進組織に関する事。 | |
| | 国際観光課 | 国際観光係 | (1) 外国人の誘客に関する事。 (2) 課の庶務に関する事。 | |
| | | 国際交流係 | (1) 国際化の推進に関する事。 (2) 国際交流会館に関する事。 | |
| | 観光施設課 | 施設係 | (1) 観光施設の設置に関する事。 (2) 観光施設の維持管理及び占用に関する事。 (3) 県立自然公園に関する事。 (4) 公益財団法人松江市観光振興公社の業務運営の指導に関する事。 (5) 株式会社サンライズ美保関の業務運営の指導に関する事。 (6) 株式会社玉造温泉ゆうゆの業務運営の指導に関する事。 (7) 株式会社さきまち湯治村の業務運営の指導に関する事。 (8) 一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団の業務運営の指導に関する事。 | |
| | 市民部 | 市民生活相談課 | 市民活動推進係 | (1) 市民等と行政との協働の推進に関する事。 (2) 市民活動の推進に係る総合的な調整に関する事。 (3) コミュニティの振興に関する事。 (4) 町内会・自治会等との連絡調整に関する事。 (5) 特定非営利活動法人の認証等に関する事。 (6) 集会所等の整備に関する事。 (7) 防犯灯に関する事。 (8) 市民活動センターに関する事。 (9) 地域型市民活動支援事業に関する事。 (10) 部内の連絡調整に関する事。 (11) 課の庶務に関する事。 |
| | | | 伺います係 | (1) 広聴に関する事。 (2) 市政に対する要望、陳情及び苦情等の受付及び対応に関する事。 (3) 総合案内に関する事。 |
| | | (消費・生活相談室) | | (1) 消費者施策の推進に関する事。 (2) 市民相談に関する事。 |
| | | 男女共同参画課 | 推進係 | (1) 男女共同参画社会の推進に係る企画、調整及び実施に関する事。 (2) 男女共同参画計画に関する事。 (3) 男女共同参画センターに関する事。 |
| 市民課 | | 総合窓口センター | (1) 戸籍に関する事。 (2) 住民基本台帳に関する事。 (3) 印鑑登録に関する事。 (4) 中長期在留者及び特別永住者に関する事。 (5) 身分証明に関する事。 (6) 人口動態に関する事。 (7) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の通知に関する事。 (8) 市民サービスコーナーの業務運営に関する事。 (9) 証明発行窓口に関する事。 (10) 住居表示(住居表示の実施に伴う町及び字の変更等に関する事を含む。)に関する事。 (11) 使用料及び手数料等の収納に関する事。 (12) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に係る事務に関する事。 (13) 死産届に関する事。 (14) 霊苑及び公園墓地の管理に関する事。 (15) 自動車臨時運行許可に関する事。 (16) 住民基本台帳の異動に伴う児童及び生徒の転入学通知書の交付に関する事。 (17) 保険年金課及び子育て支援課が分掌する事務のうち、協議により処理することとなった事務の処理に関する事。 (18) 松江市斎場に関する事。 (19) 玉井斎場管理組合に関する事。 (20) 雲南市・飯南町事務組合との火葬場に関する事務委託に関する事。 | |
| (マイナンバーカード交付促進室) | | 交付係 | (1) 個人番号カードの交付に関する事。 (2) 手数料の収納に関する事。 | |
| 保険年金課 | | 給付管理係 | (1) 国民健康保険の給付及び一部負担金に関する事。 (2) 国民健康保険運営協議会に関する事。 (3) 国民健康保険の保健事業に関する事。 (4) 国民健康保険の特定健診及び特定保健指導に関する事。 (5) 国民健康保険来待診療所に関する事。 (6) 国民健康保険事業特別会計の総括に関する事。 (7) 課の庶務に関する事。 | |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|-----|--------|--|---|--|
| | | 国保・年金係 | (1) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。 (2) 国民年金の給付申請及び被保険者の資格に関すること。 (3) 国民健康保険料の賦課及び調定に関すること。 (4) 国民健康保険料に係る徴収金の管理に関すること。 (5) 国民健康保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。 | |
| | | 収納係 | (1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料その他徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。 (2) 国民健康保険料その他の徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。 (3) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の不納欠損処分に関すること。 | |
| | | 高齢者医療係 | (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療事業に関すること。 (2) 島根県後期高齢者医療広域連合に関すること。 | |
| 福祉部 | 福祉総務課 | 総務管理係 | (1) 社会福祉審議会(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (2) 社会福祉法人松江市社会福祉協議会に関すること。 (3) 総合福祉センター及び鹿島福祉センターに関すること。 (4) その他社会福祉に関する事務のうち次に掲げるもの。 ア 要配慮者支援推進事業に関すること。 イ 避難行動要支援者支援事業に関すること。 ウ 健康福祉フェスティバルに関すること。 エ 市民余芸大会に関すること。 オ 松江市まめなかポイント事業に関すること。 (5) 部内の連絡調整に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。 | |
| | | 福祉係 | (1) 民生委員・児童委員に関すること。 (2) 戦傷病者、戦没者、引揚者及び未帰還者等に関すること。 (3) 戦没者遺族並びに旧軍人の恩給及び年金に関すること。 (4) 中国残留邦人の支援に関すること。 (5) 成年後見制度の推進に関すること。 (6) その他社会福祉(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (7) 公益社団法人松江市シルバー人材センターに関すること。 (8) 高齢者福祉施設に関する事務のうち次に掲げるもの。 ア 養護老人ホームの入所に関すること。 イ 軽費老人ホーム利用料支援等補助金に関すること。 ウ 御津老人福祉センターに関すること。 エ 大芦老人福祉センターに関すること。 オ 加賀老人福祉センターに関すること。 カ シルバーワークプラザに関すること。 (9) 老人福祉施設等の認可等に関すること。 (10) 高齢者福祉に関する事務のうち次に掲げるもの。 ア 高齢者クラブ連合会に関すること。 イ 老人福祉週間顕彰に関すること。 ウ 民間緊急通報補助に関すること。 エ 高齢者福祉手帳・介護マークに関すること。 オ 福祉バスに関すること。 カ 高齢者バス割引に関すること。 | |
| | | 法人・保育指導係 | (1) 社会福祉法人の指導、監査及び認可等に関すること。 (2) 保護施設、児童福祉施設等の指導及び監査に関すること。 | |
| | | 介護・障がい指導係 | (1) 介護サービス事業者等の指導及び監査に関すること。 (2) 老人福祉施設の指導及び監査に関すること。 (3) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するものに限る。)の指導及び監査に関すること。 (4) 障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。 (5) 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制確認検査に関すること。 | |
| | | 家庭相談課 | | (1) 家庭児童相談に関すること。 (2) 配偶者等からの暴力及び家庭相談に関すること。 (3) 母子生活支援施設及び助産施設に関すること。 (4) 犯罪被害者の相談に関すること。 (5) 精神保健及び精神保健福祉相談に関すること。 (6) 障がい者の虐待防止に関すること。 (7) ひきこもりの相談に関すること。 |
| | | 障がい者福祉課 | 障がい者政策係 | (1) 障害者基本計画に関すること。 (2) 障害福祉計画に関すること。 (3) 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会(審査部会を除く。)に関すること。 (4) 地域生活支援事業(政策的事業)に関すること。 (5) 障がい者の雇用促進に関すること。 (6) 課所管施設の管理に関すること。 (7) 障がい者の差別解消に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。 |
| | | | 障がい者福祉係 | (1) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (2) 自立支援医療及び精神保健医療費助成に関すること。 (3) 補装具に関すること。 (4) 地域生活支援事業(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (5) 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会に関すること。 (6) 特別障害者手当等に関すること。 (7) 特別児童扶養手当に関すること。 |
| | 給付・審査係 | (1) 介護給付及び訓練等給付に関すること。 (2) 地域生活支援事業(給付費支給を伴うものに限る。)に関すること。 (3) 障害児通所支援給付に関すること。 (4) 相談支援に関すること。 (5) 障害者総合支援審査会に関すること。 (6) 障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。 (7) 障がい者福祉施設の整備に関すること。 | | |
| | 生活福祉課 | 自立支援係 | (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護施設の認可等に関すること。 (2) 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定及び指導検査に関すること。 (3) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に関すること。 | |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------------------------|--|
| | | 保護第一係 | (4) 課の庶務に関する事。 | |
| | | | 保護第二係 | (1) 生活保護に関する事。 |
| | | | | (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 |
| | | | | (3) 生活困窮者自立支援法に関する事。 |
| | | | | 保護第三係 |
| (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 | | | | |
| (3) 生活困窮者自立支援法に関する事。 | | | | |
| 保護第四係 | (1) 生活保護に関する事。 | | | |
| | (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 | | | |
| | (3) 生活困窮者自立支援法に関する事。 | | | |
| | 健康部 | 健康政策課 | 健康政策係 | (1) 健康づくり、健康寿命の延伸に係る施策の総合的な企画、調整に関する事。 |
| | | | | (2) 高齢者福祉施設(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 |
| | | 地域包括ケア推進係 | (3) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進に関する事。 | |
| | | | (4) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関する事。 | |
| | | | (5) 保健所に関する事。 | |
| | | | (6) 部内の連絡調整に関する事。 | |
| | | | (7) 課の庶務に関する事。 | |
| | | | 介護保険課 | 介護企画係 |
| | | (2) 地域包括ケアシステムに関する事。 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | 給付係 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | 認定係 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | 保険料係 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 健康推進課 | | 保健総務係 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | 保健企画係 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 保健衛生課 | | 医薬係 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | 衛生係 |
| | | | | |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 |
|-------------|------------|-------------|---|
| | | | (3) 食品衛生に関すること。 (4) と畜場及びと畜に関すること。 (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。 (6) 化製場等に関すること。 (7) 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関すること。 (8) 動物の愛護及び管理に関すること。 (9) 食品表示法に基づく食品表示に関すること。 (10) 衛生上の試験及び検査に関すること。 |
| 子育て部 | 子育て政策課 | 子育て総務係 | (1) 市立保育所、市立幼稚園及び幼保園等の建設、統廃合及び営繕に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2) 保育所、幼保連携型認定こども園等の認可等に関すること。 (3) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 (4) 社会福祉法人松江福祉会に関すること。 (5) 部内の連絡調整に関すること。 (6) 課及び安心子育て推進室の庶務に関すること。 |
| | | 幼保運営係 | (1) 保育所に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2) 幼稚園に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3) 幼保園に関すること(他の所管に属するものを除く。) (4) 児童館に関すること。 (5) 魚瀬世代間交流会館に関すること。 |
| | (安心子育て推進室) | | (1) 就学前児童の子育て支援、保育及び教育に係る施策に関すること。 (2) 私立保育所(認可保育所に限る。)の建設及び営繕に係る補助に関すること。 (3) 子育て施策に関する所管課の連携及び調整に関すること。 |
| | 子育て支援課 | 保育幼稚園係 | (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育給付認定に関すること。 (2) 認可保育所、認定こども園(保育所機能に限る。)、幼保園(保育所部門に限る。)及び小規模保育事業所の入退所に関すること。 (3) 保育所保育料、幼稚園保育料及び幼保園保育料の算定及び徴収に関すること。 (4) 子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び施設等利用費の支給に関すること。 (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく子育て短期支援事業に関すること。 (6) 児童福祉法に基づく病児保育事業に関すること。 (7) 市立幼稚園及び幼保園の預かり保育料並びに通園バスの使用料の徴収に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。 |
| | | 子育て給付係 | (1) 子ども医療費助成に関すること。 (2) 福祉医療費助成に関すること。 (3) 児童手当に関すること。 (4) 児童扶養手当に関すること。 (5) ひとり親家庭高校通学費助成に関すること。 (6) 未熟児養育医療に関すること。 (7) 小児慢性特定疾病医療支援に関すること。 (8) ひとり親家庭の支援に関すること。 (9) 母子父子寡婦福祉資金に関すること。 (10) 不妊治療費助成に関すること。 (11) 予防接種手帳の発行に関すること。 (12) 乳幼児健康カードの作成に関すること。 |
| (子育て支援センター) | 家庭支援係 | | (1) 子育て相談に関すること。 (2) 親子の交流の場と遊び場の提供に関すること。 (3) 子育て支援団体の支援に関すること。 (4) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。 (5) 子育てに関する調査、研究、企画及び調整に関すること。 (6) 心身障害児地域小規模療育活動事業に関すること。 (7) 家庭での保育に係る支援に関すること。 (8) 保育所等の入所の相談、受付に関すること。 (9) 子育て支援センターの庶務に関すること。 |
| | | 子育て保健係 | (1) 母子保健に係る計画の企画及び推進に関すること。 (2) 予防接種(高齢者に係る予防接種通知を除く。)に関すること。 (3) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による健診及び保健指導に関すること。 (4) 母子健康手帳に関すること。 (5) 母子の栄養相談及び指導に関すること。 (6) 長期療養児の相談・生活支援に関すること。 |
| 環境保全部 | 環境保全課 | 環境保全・汽水湖対策係 | (1) 水環境に関すること。 (2) 公衆便所(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (3) 飲用井戸等の衛生対策に関すること。 (4) 斐川水道水道企業団に関すること。 (5) 旧簡易水道(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (6) 環境センター及びその敷地の管理に関すること。 (7) ラムサール条約(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (8) 課所管自動車の管理に関すること。 (9) 太陽光発電等の導入支援に関すること。 (10) 環境保全功労者表彰及びその他表彰に関すること。 (11) 部内の連絡調整に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。 |
| | | 公害対策係 | (1) 公害対策に関すること。 (2) 環境に係る相談(他の所管に属するものを除く。)、指導に関すること。 (3) 水質保全に関すること。 (4) 騒音、振動及び悪臭に関すること。 (5) 土壌汚染に関すること。 (6) 大気環境の保全に関すること。 (7) 化学物質対策(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (8) 温泉の利用許可に関すること。 |
| | 環境政策課 | 環境政策係 | (1) 環境に係る政策の企画、立案及び啓発に関すること。 (2) 環境に係る計画(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 (3) くりんびーすの管理運営に関すること。 (4) 環境政策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 環境関係団体に関すること。 |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|------------|------------|---|---|--|
| | 廃棄物対策課 | 指導係 | (1) 一般廃棄物の処理計画に関する事。 (2) 一般廃棄物の調査及び統計に関する事。 (3) 一般廃棄物処理業の許可、監視及び指導に関する事。 (4) 一般廃棄物の適正処理に関する事。 (5) 浄化槽清掃業の許可、監視及び指導に関する事。 (6) 浄化槽の適正管理に関する事。 (7) 浄化槽保守点検業の登録に関する事。 (8) 課所管自動車の管理に関する事。 (9) 課の庶務に関する事。 | |
| | | 審査係 | (1) 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、監視及び指導に関する事。 (2) 産業廃棄物処理業の許可、監視及び指導に関する事。 (3) 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、監視及び指導に関する事。 (4) 産業廃棄物の適正処理に関する事。 (5) 廃棄物処理施設設置検討専門委員会に関する事。 (6) 使用済自動車の再資源化に関する事。 | |
| | リサイクル都市推進課 | 清掃総務係 | (1) 一般廃棄物の収集運搬委託に関する事。 (2) 尿処理手数料の調定及び徴収に関する事。 (3) ごみ処理手数料の調定及び徴収並びに指定ごみ袋及び粗大ごみ処理手数料券に関する事。 (4) ごみ集積所の設置に係る受付及び指導に関する事。 (5) ごみ集積施設整備事業補助金に関する事。 (6) 環境センターの総合案内に関する事。 (7) 課所管自動車の管理に関する事。 (8) 課の庶務に関する事。 | |
| | | 啓発指導係 | (1) 家庭系一般廃棄物の分別、資源化及び減量に係る指導及び啓発に関する事。 (2) 生活環境保全推進員に関する事。 (3) リサイクルステーションの設置及び管理に関する事。 | |
| | | 美化推進係 | (1) ボランティアごみ等に関する事。 (2) きれいなまちづくりの推進に関する事。 (3) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく事務手続に関する事。 (4) 犬猫等の死体処理に関する事。 (5) 海岸漂着ごみに関する事。 (6) 自己搬入資源ごみの運搬に関する事。 | |
| | 施設管理課 | 施設管理係 | (1) ごみ処理手数料(自己搬入手数料に関する事。)の調定及び徴収に関する事。 (2) 有価物の売却業務に関する事。 (3) 宍道可燃物処理施設最終処分場の管理に係る事務の受託に関する事。 (4) 一般廃棄物処理施設の管理に関する事。 (5) 課所管自動車の管理に関する事。 (6) 課の庶務に関する事。 | |
| | | 施設整備係 | (1) 一般廃棄物処理施設の建設及び廃止に関する事。 (2) 一般廃棄物処理施設の大規模改修に関する事。 | |
| | 歴史まちづくり部 | 都市政策課 | 計画係 | (1) 都市政策の総合的な企画及び調整に関する事。 (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)に関する事。 (4) 松江市都市計画審議会に関する事。 (5) 都市計画区域における都市計画に関する証明及び確認に関する事。 (6) 松江国際文化観光都市建設計画(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (7) 路外駐車場及び特定路外駐車場設置の届出受理等に関する事。 (8) 都市計画施設等の区域内の建築許可に関する事。 (9) 市街地開発事業(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (10) 市街地のまちづくり事業(他の所管に属するものを除く。)の企画、調整及び推進に関する事。 (11) 国土利用計画に関する事。 (12) 部内の連絡調整に関する事。 (13) 課の庶務に関する事。 |
| | | | 開発指導係 | (1) 開発行為及び開発協議に関する事。 (2) 開発審査会に関する事。 (3) 優良宅地造成認定に関する事。 |
| | | 交通政策課 | 交通管理係 | (1) 公共交通機関の運行維持に関する事。 (2) 各種助成・割引制度に関する事。 (3) 課の庶務に関する事。 |
| 交通企画係 | | | (1) 公共交通に係る総合的な企画及び調整に関する事。 (2) 公共交通の利用促進に関する事。 (3) 松江市公共交通利用促進市民会議に関する事。 (4) 松江市地域公共交通会議に関する事。 | |
| まちづくり文化財課 | 歴史まちづくり係 | (1) 歴史まちづくり事業(他の所管に属するものを除く。)の企画、調整及び実施に関する事。 | | |
| | 景観政策係 | (1) 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画に関する事。 (2) 景観審議会に関する事。 (3) 景観法に基づく行為の届出及び通知に関する事。 (4) 景観形成の促進に関する事。 (5) 伝統美観保存区域等修景事業に関する事。 (6) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づく屋外広告物の許可及び屋外広告業の登録等に関する事。 (7) 課の庶務に関する事。 | | |
| | 文化財保護係 | (1) 文化財保護審議会に関する事。 (2) 文化財の保存、活用及び顕彰に関する事。 (3) 文化財の取得及び管理に関する事。 (4) 文化財関係施設に関する事。 | | |
| (埋蔵文化財調査室) | 調査係 | (1) 埋蔵文化財の保存、活用及び発掘調査に関する事。 (2) 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団の埋蔵文化財発掘調査業務運営の指導に関する事。 | | |
| 史料調査課 | | (1) 歴史資料の調査及び保存・活用に関する事。 (2) 文書館に向けた検討に関する事。 | | |
| (松江城調査研究室) | 調査研究係 | (1) 松江城の調査研究に関する事。 | | |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|-------|------------|-------|--|---|
| | 建築指導課 | 建築指導係 | (2) 城山公園の維持管理及び占用に関する事。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく許可、認定及び承認に関する事。 (2) 市街地建築物等の整備に係る誘導及び助成に関する事。 (3) かけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。 (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の事務に関する事。 (5) 観光地区建築審査会に関する事。 (6) 建築物の安全対策に関する事。 | |
| | | 建築審査係 | (1) 建築確認申請審査及び検査に関する事。 (2) 松江市中高層建築物の建築に係る手続に関する条例(令和2年松江市条例第61号)の事務に関する事。 (3) 建築統計に関する事。 (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の事務に関する事。 (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の事務に関する事。 (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の特定建築物に係る事務に関する事。 (7) 独立行政法人住宅金融支援機構受託業務に関する事。 (8) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良住宅認定事務に関する事。 (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の事務に関する事。 (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物新築等計画の認定事務に関する事。 (11) 指定確認検査機関への指導・立入検査に関する事。 | |
| | | 住宅政策係 | (1) 住宅政策(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (2) 空き家対策に関する事。 (3) 市営住宅建設用地の取得に関する事。 (4) 市営住宅に関する事。 (5) 定住促進住宅に関する事。 (6) 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助に関する事。 (7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録事務に関する事。 (8) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づく住宅確保要配慮者賃貸住宅の登録事務に関する事。 (9) 課の庶務に関する事。 | |
| | 松江歴史館 | 学芸係 | (1) 博物館資料の保存、調査、収集及び研究に関する事。 (2) 松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館の展示に関する事。 (3) 松江城天守内の展示の監修に関する事。 (4) 歴史及び文化の学習支援に関する事。 (5) 歴史及び文化に関する施設又は団体等との相互協力及び相互支援に関する事。 (6) 松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館の管理に関する事。 | |
| | 大橋川治水事業推進課 | 事業調整係 | (1) 斐伊川・神戸川治水事業に関連する施策の企画・調整に関する事。 (2) 課の庶務に関する事。 | |
| | | 事業推進係 | (1) 斐伊川・神戸川治水事業に関する事。 | |
| | 都市整備部 | 建設総務課 | 総務係 | (1) 市道路線の認定廃止に関する事。 (2) 道路台帳に関する事。 (3) 全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険に関する事。 (4) 放置自転車対策及び自転車等駐車場に関する事。 (5) 松江駅前駐車場等に関する事。 (6) 部内の連絡調整に関する事。 (7) 課の庶務(道路課、土地対策課(地籍調査係を除く。))及び河川課の予算及び決算を含む。)に関する事。 |
| | | | 計画調整係 | (1) 市道整備の計画調整に関する事。 (2) 電線類地中化事業の計画に関する事。 (3) 道路施設(舗装(緊急輸送道路に限る。)、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、法面、附属物(標識、照明施設、道路反射鏡))の長寿命化、耐震化に係る計画及び点検に関する事。 (4) 河川及び公共排水路(以下「河川等」という。)の計画に関する事。 (5) 砂防関係に係る国及び県等との調整(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (6) 河川等の計画に係る国及び県等との調整(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (7) 土木要望に関する事。 (8) 交通安全施設要望に関する事。 (9) 通学路安全点検に関する事。 (10) 踏切道改良促進法に関する事。 |
| | | 道路課 | 工務第一係 | (1) 道路及び橋りょう等の新設及び改良に係る調査、設計及び施工に関する事。 (2) 道路施設(舗装(緊急輸送道路に限る。)、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、法面、附属物(標識、照明施設、道路反射鏡))の長寿命化、耐震化に係る調査、設計及び施工に関する事。 (3) 一般公共土木施設災害復旧工事に関する事。 (4) 一般土木工事に関する事。 (5) 都市計画事業(他の所管に属するものを除く。)の実施に関する事。 (6) 電線類地中化事業の実施に関する事。 (7) 課の庶務(予算及び決算を除く。)に関する事。 |
| | | | 工務第二係 | (1) 道路及び橋りょう等の新設及び改良に係る調査、設計及び施工に関する事。 (2) 道路施設(舗装(緊急輸送道路に限る。)、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、法面、附属物(標識、照明施設、道路反射鏡))の長寿命化、耐震化に係る調査、設計及び施工に関する事。 (3) 一般公共土木施設災害復旧工事に関する事。 (4) 一般土木工事に関する事。 (5) 都市計画事業(他の所管に属するものを除く。)の実施に関する事。 (6) 電線類地中化事業の実施に関する事。 |
| 工務第三係 | | | (1) 道路及び橋りょう等の新設及び改良に係る調査、設計及び施工に関する事。 (2) 道路施設(舗装(緊急輸送道路に限る。)、橋りょう、トンネル、横断歩道橋、法面、附属物(標識、照明施設、道路反射鏡))の長寿命化、耐震化に係る調査、設計及び施工に関する事。 (3) 一般公共土木施設災害復旧工事に関する事。 (4) 一般土木工事に関する事。 (5) 都市計画事業(他の所管に属するものを除く。)の実施に関する事。 (6) 電線類地中化事業の実施に関する事。 | |
| 管理第一係 | | | (1) 道路及び橋りょう等の補修に係る調査、設計及び施工に関する事。 | |

| 部 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 |
|---|---------|---------|---|
| | | | (2) 単独公共土木施設災害復旧工事に関する事。 (3) 道路及び橋りょうの照明施設等の維持管理に関する事。 (4) 市道の通行禁止及び制限に関する事。 (5) 道路の占用許可等に関する事。 (6) 道路の清掃に関する事。 (7) 市道の街路樹の管理に関する事。 (8) 作業車両の管理に関する事。 (9) 行政応急対策に関する事。 (10) 道路の工事施行承認に関する事。 (11) 開発協議及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく協議(市道に係るものに限る。)に関する事。 |
| | | 管理第二係 | (1) 道路及び橋りょう等の補修に係る調査、設計及び施工に関する事。 (2) 単独公共土木施設災害復旧工事に関する事。 (3) 道路及び橋りょうの照明施設等の維持管理に関する事。 (4) 市道の通行禁止及び制限に関する事。 (5) 道路の占用許可等に関する事。 (6) 道路の清掃に関する事。 (7) 市道の街路樹の管理に関する事。 (8) 作業車両の管理に関する事。 (9) 行政応急対策に関する事。 (10) 道路の工事施行承認に関する事。 (11) 開発協議及び大規模小売店舗立地法に基づく協議(市道に係るものに限る。)に関する事。 |
| | 土地対策課 | 用地係 | (1) 一般土木事業及び都市計画事業(他の所管に属するものを除く。)の執行に伴う土地等の取得及び損失補償に関する事。 (2) 課の庶務(予算及び決算を除く。)に関する事。 |
| | | 地籍調査係 | (1) 地籍調査に関する事。 (2) 地籍調査係の事務に係る予算及び決算に関する事。 |
| | | 土地管理係 | (1) 道路及び河川の用地管理に関する事。 (2) 市域の境界に関する事。 |
| | 河川課 | 管理係 | (1) 河川等の維持管理に関する事。 (2) 河川浄化及び堀川美化に関する事。 (3) 河川等の占用許可及び工事施行承認等に関する事。 (4) 河川等の台帳に関する事。 (5) 防災調整池の管理に関する事。 (6) 河川等の維持管理に係る国及び県等との調整(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (7) 課の庶務(予算及び決算を除く。)に関する事。 |
| | | 改良係 | (1) 河川等の調査、設計及び施工に関する事。 (2) 河川等の災害復旧に関する事。 |
| | 国県事業推進課 | 国県事業推進係 | (1) 高規格幹線道路及び地域高規格道路の建設促進に関する事。 (2) 道路及び河川に係る国営及び県営事業(他の所管に属するものを除く。)の推進に関する事。 |
| | 公園緑地課 | 公園整備係 | (1) 都市公園及び普通公園(他の所管に属する公園施設を除く。以下「都市公園等」という。)の計画及び事業の実施に関する事。 (2) 都市公園等の設置及び廃止に関する事。 (3) 緑地及び自然環境の保全並びに補助制度の実施に関する事。 (4) 都市公園等の災害復旧に関する事。 (5) 公園墓地の維持(他の所管に属するものを除く。)に関する事。 (6) 課の庶務に関する事。 |
| | | 公園管理係 | (1) 都市公園等及び農山漁村公園の維持管理及び台帳整備に関する事。 (2) 都市公園等及び農山漁村公園の占用許可及び行為許可等に関する事。 |
| | 出納室 | 審査係 | (1) 支出負担行為の確認に関する事。 (2) 支出命令の審査に関する事。 (3) 資金計画及び一時借入金に関する事。 (4) 出納室の庶務に関する事。 |
| | | 出納係 | (1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関する事。 (2) 小切手の振出し及び公金の振替えに関する事。 (3) 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関する事。 (4) 基金の運用に関する事。 (5) 現金及び財産の記録管理に関する事。 (6) 決算の調整に関する事。 (7) 出納員その他会計職員に関する事。 (8) 指定金融機関等の検査に関する事。 |

保健所の事務分署一覧(R3.4.1現在)

| 機関 | 部 | 係 | 事務分掌 |
|------------|-------|---|--|
| 健康部 保健所 | 総務保健部 | | (1) 庶務に関する事。 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。 (3) 病院、診療所その他の医療施設に関する事。 (4) 結核の予防に関する事。 (5) 難病・小児慢性特定疾病に関する事。 (6) 環境汚染に係る健康被害に関する事。 (7) 衛生教育に関する事。 (8) 保健統計に関する事。 (9) 死体の解剖保存に関する事。 (10) 栄養の改善及び指導に関する事。 (11) 健康増進に関する事。 (12) 保健指導に関する事。 (13) 医療社会事業に関する事。 (14) 他部の所掌に属しない事項に関する事。 |
| | 環境衛生部 | | (1) 感染症及び伝染病の予防に関する事。 (2) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び水泳場の衛生に関する事。 (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。 (4) 薬事及び毒物劇物に関する事。 (5) 血液に関する事。 (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。 (7) 食品衛生に関する事。 (8) と畜場及びと畜に関する事。 (9) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事。 (10) 化製場等に関する事。 (11) 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関する事。 (12) 動物の愛護及び管理に関する事。 (13) 特定建築物の衛生管理に関する事。 (14) ねずみ(野そを除く。)及び衛生害虫に関する事。 (15) 衛生上の試験及び検査に関する事。 (16) 食品表示法に関する事。 |

| 部局 | 課 | 事務分掌 |
|----|-------|--|
| 支所 | 地域振興課 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談等の受付及び本庁その他松江市の機関への取次ぎに関する事。 (2) 所管区域の地域振興に関する事。 (3) 町内会・自治会との連絡調整に関する事。 (4) 文書の收受発送、保存その他文書管理に関する事。 (5) 公印の管理に関する事。 (6) 行政資料の閲覧に関する事。 (7) 防災に関する事。 (8) 島根原子力発電所の運転等に係る関係機関との情報連絡に関する事（鹿島支所、島根支所に限る。）。 (9) 島根原子力発電所の安全協定の運用及び安全対策に関する事（鹿島支所、島根支所に限る。）。 (10) 庁舎の管理に関する事。 (11) 庁用車の管理に関する事。 (12) 消防団に関する事。 (13) 選挙事務に関する事。 (14) 中山間地域等直接支払制度に関する事。 (15) 農業委員会に関する事。 (16) 観光協会及び観光関係団体との連絡調整に関する事。 (17) コミュニティバス定期券及び回数券の販売に関する事。 (18) 支所内の連絡調整に関する事。 (19) 道路、河川、公園及び法定外公共物の安全対応に関する事。 (20) 災害等の応急対応に関する事。 |
| 支所 | 市民生活課 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談等の受付及び本庁その他松江市の機関への取次ぎに関する事。 (2) 墓地経営許可の受付に関する事。 (3) 墓地、埋葬等に関する法律に係る事務に関する事。 (4) 死産届に関する事。 (5) 宍道墓地の各種手続等の受付に関する事（宍道支所に限る。）。 (6) 戸籍関係の届出の受理及び記録事項証明等の交付に関する事。 (7) 住民基本台帳（閲覧を除く。）に関する事。 (8) 印鑑登録に関する事。 (9) 個人番号カードの交付に関する事。 (10) 中長期在留者及び特別永住者に関する事。 (11) 市税、保険料、使用料及び手数料の収納に関する事。 (12) 住民基本台帳の異動に伴う児童及び生徒の転出入学通知書の交付に関する事。 (13) 市民税等の賦課資料の収集に関する事。 (14) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付、名義変更及び廃車に関する事。 (15) 軽自動車税の身体障がい者等減免申請受付に関する事。 (16) 市税等の賦課及び納税に係る証明に関する事。 (17) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税課税台帳の縦覧及び閲覧に関する事。 (18) 狂犬病予防法に基づく事務手続きに関する事。 (19) 犬猫等の死体処理の受付に関する事。 (20) ボランティアごみ等の収集の申込みに関する事。 (21) し尿処理券の販売に関する事。 (22) 指定ごみ袋、粗大ごみ処理手数料券等の販売及び還付（1円証紙及び粗大ごみ処理手数料券の販売、条例改正により使用できなくなった指定ごみ袋及び粗大ごみ処理手数料券並びに1円証紙の還付の受付並びに指定ごみ袋の還付及び販売（条例改正により使用できなくなった45リットル60円の指定ごみ袋の還付及び45リットル61円の指定ごみ袋の販売を同時に行う場合に限る。）に限る。）に関する事。 (23) 国民年金に関する事。 (24) 国民健康保険に関する事。 (25) 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導及び医療事業に関する事。 (26) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る申請受付等に関する事。 (27) 子ども医療費及び福祉医療費の助成に係る申請受付及び医療証の交付等に関する事。 (28) 未熟児養育医療に関する事。 (29) 小児慢性特定疾病医療支援に関する事。 (30) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請受付等に関する事。 (31) 特別障害者手当及び障害児福祉手当に係る申請受付に関する事。 (32) 身体障がい者等に対する補装具、日常生活用具等の申請受付等に関する事。 (33) 障害福祉サービスの申請受付等に関する事。 (34) その他障がい者福祉に係る申請受付等に関する事。 (35) 介護保険に関する事。 (36) 高齢者福祉手帳の交付に関する事。 (37) 高齢者福祉サービスに関する事。 (38) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関する事。 (39) 地域における成人及び高齢者保健に関する事。 (40) 地域における母子保健に関する事。 (41) 地域における健康づくりの推進に関する事。 (42) 地域における国民健康保険の特定健診及び特定保健指導に関する事。 (43) 地域における精神保健に関する事。 (44) 健康手帳の交付に関する事。 (45) 予防接種手帳の交付に関する事。 (46) 乳幼児健康カードの作成及び赤ちゃん手帳の交付に関する事。 (47) 保育所、幼稚園及び保育園への入退所（園）及び保育料に関する事。 (48) ひとり親家庭の支援に関する事。 (49) 市立野波診療所の使用料及び手数料の収納に関する事（島根支所に限る。）。 |

| 部局 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 |
|------|-------|----------------------|--|
| 消防本部 | 消防総務課 | 総務係 | (1) 消防関係条例、規則及び規程に関する事。 (2) 公印に関する事。 (3) 消防関係文書の取受発送、保存廃棄その他の文書管理に関する事。 (4) 表彰及び儀式に関する事。 (5) 組織制度及び消防計画に関する事。 (6) 消防施設整備計画に関する事。 (7) 消防本部の基本的な施策の総合調整に関する事。 (8) 消防庁舎の設置、維持及び管理に関する事。 (9) 防災に関する事。 (10) 消防長会に関する事。 (11) 消防音楽隊に関する事。 (12) 安全運転管理に関する事。 (13) 消防本部内の連絡調整に関する事。 (14) 消防広報及び消防統計に関する事。 (15) 国庫補助金の申請事務に関する事。 (16) 課の庶務(予算及び決算を含む。以下同じ。)に関する事。 |
| | | 人事職員係 | (1) 職員の人事、給与及び研修に関する事。 (2) 職員の服務規律、監察及び勤務成績の評定に関する事。 (3) 職員の表彰に関する事。 (4) 消防職員委員会に関する事。 (5) 消防職員の公務災害補償及び賞じゅつ金に関する事。 (6) 職員の福利厚生、健康管理及び安全衛生管理に関する事。 (7) 被服の貸与に関する事。 |
| | 消防団室 | 消防団係 | (1) 消防団に関する事。 (2) 消防団員の任免に関する事。 (3) 消防団員の表彰に関する事。 (4) 消防団員等の公務災害補償及び賞じゅつ金に関する事。 (5) 消防団用施設の設置、維持及び管理に関する事。 (6) 消防団用消防車両、機械器具等の購入、維持及び管理に関する事。 (7) 消防団員の被服貸与に関する事。 |
| | 予防課 | 予防係 | (1) 火災予防の普及に関する事。 (2) 防火対象物の査察に関する事。 (3) 防火対象物に係る違反処理に関する事。 (4) 防火管理者に関する事。 (5) 消防法(昭和23年法律第186号)で規定する届出に関する事。 (6) 予防技術の調査研究及び研修に関する事。 (7) 防火協力団体に関する事。 (8) 消防法第7条の規定に基づき消防長が行う同意に関する事。 (9) 消防用設備等の設置指導及び検査に関する事。 (10) 消防設備士の指導に関する事。 (11) 課の庶務に関する事。 |
| | | 危険物保安係 | (1) 危険物の規制に関する事。 (2) 危険物の製造所等の査察に関する事。 (3) 危険物の製造所等に係る違反処理及びその指導に関する事。 (4) 危険物取扱者の指導に関する事。 (5) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく島根県知事の権限に属する事務のうち市が処理することとされた事務に関する事。 (6) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく島根県知事の権限に属する事務のうち市が処理することとされた事務に関する事。 (7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく島根県知事の権限に属する事務のうち市が処理することとされた事務に関する事。 (8) 危険物等の防災技術の調査研究及び研修に関する事。 (9) 保安協力団体に関する事。 |
| | 警防課 | 警防救助係 | (1) 火災その他の災害の消防活動計画に関する事。 (2) 水防活動に関する事。 (3) 火災の原因及び損害の調査に関する事。 (4) 火災以外の災害の原因及び損害に関する事。 (5) 消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事。 (6) 消防水利の設置等の指導に関する事。 (7) 消防技術の調査研究及び研修に関する事。 (8) 消防訓練の計画、立案及び指導に関する事。 (9) 水防訓練に関する事。 (10) 救助業務の実施計画に関する事。 (11) 消防団の警防計画に関する事。 (12) 消防団の出動、訓練に関する事。 (13) 課の庶務に関する事。 |
| | | 特殊災害対策係 | (1) 特殊災害に関する事。 (2) 緊急消防援助隊に関する事。 (3) 国際消防救助隊に関する事。 (4) 消防車両、機械器具等(消防団用を除く。)の購入、維持及び管理に関する事。 |
| | 救急室 | 救急係 | (1) 救急業務の実施計画に関する事。 (2) 救急高度化に関する事。 (3) 救急技術の調査研究及び指導に関する事。 (4) 救急業務の教育訓練及び研修に関する事。 (5) 救急医療機関との連絡調整に関する事。 (6) メディカルコントロール協議会に関する事。 (7) 応急手当の普及啓発に関する事。 |
| | 通信指令課 | 通信一係 通信二係 通信三係 | (1) 緊急出動の計画及び指令に関する事。 (2) 消防通信の確保及び統制に関する事。 (3) 通信施設、機器の保全及び運用に関する事。 (4) 気象情報及び火災警報に関する事。 (5) 消防通信技術の調査研究及び研修に関する事。 (6) 情報処理業務の運用管理及び電子情報の安全対策に関する事。 |

教育委員会の事務分掌一覧(R3.4.1現在)

| 部局 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|---------------|---------|---|---|---|
| 教育委員会事務局 | 教育総務課 | 総務係 | (1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 条例、規則その他の規程に関する事。 (3) 公告式に関する事。 (4) 委員会事務局その他の教育機関の職員(他の所管に属するものを除く。)の人事、給与及び研修に関する事。 (5) 職員の福利厚生に関する事。 (6) 陳情等の処理に関する事。 (7) 公印に関する事。 (8) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等に関する事。 (9) 総合教育会議に関する事。 (10) 教育委員会事務局の基本的な施策の総合調整に関する事。 (11) 教育に係る調査及び統計の総括に関する事。 (12) 教育要覧の編集刊行に関する事。 (13) 文書の收受に関する事。 (14) 学校施設の設置及び廃止に関する事。 (15) 私立学校(幼稚園を除く。)に関する事。 (16) 育英事業に関する事。 (17) 学校職員の健康診断に関する事。 (18) 幼稚園に関する事。 (19) 教育委員会事務局内の連絡調整に関する事。 (20) 教育行政に関する相談に関する事。 (21) 課の庶務に関する事。 | |
| | | 施設建設係 | (1) 学校施設の建設に関する事。 (2) 学校施設の計画、立案に関する事。 (3) 学校施設の工事請負契約に関する事。 | |
| | | 教職員係 | (1) 教育職員及び県費負担教職員の人事及び給与に関する事。 (2) 秘書及び渉外に関する事。 (3) 褒章及び表彰に関する事。 | |
| | 学校管理課 | 学校経理係 | (1) 学校の物品の整備及び管理に関する事。 (2) 寄附採納、返納に関する事。 (3) 課の庶務に関する事。 (4) 学校施設の開放事業に関する事。 (5) 学校施設の目的外使用に関する事。 (6) 学校施設の占用許可に関する事。 | |
| | | 施設管理係 | (1) 学校施設の管理に関する事。 (2) 学校施設等の安全対策に関する事。 (3) 教育財産台帳の総括に関する事。 | |
| | 学校教育課 | 指導研修係 | (1) 学校教育の基本計画に関する事。 (2) 学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。 (3) 教育職員の研修に関する事。 (4) 教育研究会その他の研究団体の指導育成に関する事。 (5) 教育研究所に関する事。 (6) 外国語指導助手に関する事。 (7) 学校行事等の承認、届に関する事。 (8) 情報教育の推進に関する事。 (9) 学校人権教育に関する事。 (10) その他教育活動に係る企画及び実施に関する事。 | |
| | | | 保健体育係 | (1) 児童生徒の健康診断及び保健の指導に関する事。 (2) 就学時健康診断に関する事。 (3) 児童生徒の安全に関する事。 (4) 学校医等に関する事。 (5) 学校体育指導に関する事。 (6) 学校体育の振興に関する事。 (7) 学校体育指導者の研修に関する事。 (8) 学校体育の調査研究に関する事。 (9) 児童生徒の保険に関する事。 |
| | | | 学事係 | (1) 児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事。 (2) 学齢簿の作成及び保管に関する事。 (3) 学級の編制に関する事。 (4) 教科書無償給付事務に関する事。 (5) 児童生徒の就学奨励及び援助に関する事。 (6) 児童生徒の就学免除及び猶予に関する事。 (7) 通学区域の設定及び改廃に関する事。 (8) 課及び生徒指導推進室の庶務に関する事。 |
| | | 小中一貫教育推進係 | (1) 小中一貫教育の推進に関する事。 (2) 小中学校の一貫した教育課程の編成及び生活指導に関する事。 (3) 義務教育学校の教育課程の編成及び生活指導に関する事。 (4) 学校支援地域本部の取組など学校・家庭・地域の協働に関する事。 (5) 幼児期(保育所・幼稚園)と小中学校及び義務教育学校の連携に関する事。 (6) 小中一貫教育の研修に関する事。 | |
| | | 生徒指導推進室 | (1) 学校教育の生徒指導に関する事。 (2) 生徒指導の研修に関する事。 (3) 生徒指導の調査研究に関する事。 (4) 松江市青少年相談室に関する事。 (5) 松江市いじめ防止基本方針に関する事。 (6) 松江市いじめ問題対策連絡協議会に関する事。 (7) 松江市いじめ問題対応専門家会議に関する事。 (8) その他生徒指導の推進に関する事。 | |
| 発達・教育相談支援センター | 特別支援教育係 | (1) 特別な支援が必要な幼児児童生徒の就学相談に関する事。 (2) 松江市特別支援教育就学審議会に関する事。 (3) 特別支援学級の入級に関する事。 (4) 特別支援学校への転入学に関する事。 (5) 特別支援学級及び通級指導教室の指導及び運営に関する事。 | | |

教育委員会の事務分掌一覧(R3.4.1現在)

| 部局 | 課(内室) | 係 | 事務分掌 | |
|----|-------|-------|--|--|
| | | 相談支援係 | (6) 発達・教育相談支援センターの庶務に関する事。 (1) 特別な支援の必要な幼児児童生徒等に係る相談に関する事。 (2) 特別な支援の必要な青年に係る相談に関する事。 (3) 特別な支援の必要な幼児への療育に関する事。 (4) 特別な支援の必要な児童等への検査に関する事。 (5) 特別な支援の必要な幼児児童生徒への指導に関する事。 (6) 特別支援幼児教室に関する事。 (7) 特別支援教育に係る研修及び啓発に関する事。 (8) 支援の必要な児童等への支援に係る関係機関の連絡調整に関する事。 (9) 特別支援教育の調査研究に関する事。 | |
| | | 学校給食課 | 給食係 | (1) 学校給食施設の企画、取得及び管理に関する事。 (2) 学校給食施設の建設に関する事。 (3) 学校給食施設の設置及び廃止に関する事。 (4) 学校給食計画及び指導に関する事。 (5) 学校給食センターの予算経理に関する事。 (6) 学校給食用物資の調達に関する事。 (7) 学校給食の献立作成、栄養管理、衛生管理及び調理指導の総括に関する事。 (8) 給食援助費に関する事。 (9) 公益財団法人松江市学校給食会の業務運営に関する事。 (10) 課の庶務に関する事。 |
| | 生涯学習課 | | 食育推進係 | (1) 食育推進計画の実施に関する事。 |
| | | | 企画調整係 | (1) 生涯学習基本計画に関する事。 (2) 社会教育施設(公民館を除く)の計画、立案に関する事。 (3) 社会教育施設(公民館を除く)の建設に関する事。 (4) 社会教育施設(公民館を除く)の設置及び廃止に関する事。 (5) 社会教育及び生涯学習の推進に関する事。 (6) 社会人権教育(他の所管に属することを除く。)に関する事。 (7) 松江市立図書館に関する事。 (8) 出雲かんべの里に関する事。 (9) 天文教育に関する事。 (10) ユネスコ活動に関する事。 (11) 松江市総合文化センターに関する事。 (12) 鹿島文化ホールに関する事。 (13) 鹿島野外音楽堂に関する事。 (14) 人と情報・文化の交流館に関する事。 (15) 日吉ふれあい会館に関する事。 (16) 宍道ふれあい交流館に関する事。 (17) 美保開歴史・生活体験資料館に関する事。 (18) 八雲アルパホールに関する事。 |
| | | | 社会教育係 | (1) 公民館の計画、立案に関する事。 (2) 公民館の建設に関する事。 (3) 公民館の設置及び廃止に関する事。 (4) 公民館に関する事。 (5) 公民館運営審議会に関する事。 (6) 社会教育委員に関する事。 (7) 社会教育団体の育成援助に関する事。 (8) 松江市青少年支援センターに関する事。 (9) 課の庶務に関する事。 |
| | | | 放課後子どもプラン係 | (1) 放課後子ども教室推進事業に関する事。 (2) 児童クラブに関する事。 |